

第193回統計委員会 議事録

1 日 時 令和5年5月30日（火） 15:00～16:20

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、秋池玲子、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、富田 敬子、樋 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

會田 雅人、小西 葉子、清水 千弘、宮川 幸三

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、農林水産省大臣官房統計部統計部長、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

尾身総務副大臣

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長

政策統括官（統計制度担当）：稲垣統計企画管理官

4 議 事

- （1）令和6年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議について
- （2）諮問第174号「農林業センサスの変更について」
- （3）部会の審議状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第193回統計委員会を開催いたします。

本日は、樋委員が遅れての御出席です。

また、本日、尾身朝子総務副大臣に、本会場にて御出席いただいております。なお、尾身副大臣には後ほど御挨拶いただきます。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局に議事と資料の説明は省略させていただきます。本日は、配布しました議事次第のとおり、建議、諮問などについて説明があります。

本日は、このような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日は、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名・ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○樫委員長 それでは、議事に入ります。

「令和6年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」についてです。資料1を御覧ください。令和6年度のリソース建議につきましては、前回の統計委員会におきまして、今後の進め方や盛り込むべき内容などを御議論いただいたところですが、その後事務局からメールで素案を送付し、委員の皆様からさらなる御意見を頂戴したところです。

このたび、委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえた案が取りまとまりましたので、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○水野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官室参事官 事務局から説明させていただきます。

私、4月1日で異動してまいりました水野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、リソースの建議につきましては、先ほど樫委員長からもございましたとおり素案をメールにて委員の皆様にお送りいたしまして、御意見を頂戴しまして反映させたところです。

主な御意見を紹介させていただきますと、まず、1点目ですが、建議で提起している具体的な内容を端的に分かりやすく小見出しを明記してはどうかという御意見を頂戴いたしましたので、本文中ですが、段落ごとに括弧書きで小見出しを追加してあります。

それから、資料の2ページ目の真ん中辺りですが、「公的統計のDX推進」と小見出しが追加された段落です。こちらにつきましては、当初の原案でエンド・トゥ・エンドのデジタル化という表現がございました。これは日常的に使われている言葉ではないので、こなれた日本語で記述するべきではないかという御意見がありましたので、事務局におきまして、デジタル庁が使用している表現などを参考といたしまして「統計調査を書面による作業を介さずにデジタルで完結させる」と修正してあります。

それから、3ページの（3）のところですが、国際的な動向の把握と連携・協調の確保の最後段落のところですが、国連統計委員会において、引き続き日本が委員国として発信すべきこと、併せて国際的な見識を有する統計職員の育成も急務であるという御意見をいただきましたので、（3）の段落の最後の3行ですが、その旨を追記しました。

また、1点、事務局において、委員の皆様に入れてはいかがかと御提案させていただいたことがありました。3ページの上のところ、業務改革、働き方改革の推進の段落で「国家公務員の定年引上げに伴う一時的な調整のための定員の活用を含む」と加えているところがあります。これは、令和5年度に国家公務員の定年が60歳から61歳に引き上げられることに伴いまして、新規採用職員の数に平準化させるために一時的に定員を増加させる措

置が行われるということですので、この定員を体制整備などに有効活用することが適切かと考えまして御提案させていただきました。

私からの説明は以上です。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等はございませんか。

清原委員、よろしく申し上げます。

○**清原委員** 御説明ありがとうございます。

私たちの意見を反映して、委員長におかれましては、お取りまとめいただき、ありがとうございます。

質問ではなくて、私は、意見を1点申し上げさせていただきます。

今回、この建議につきましては、令和6年度において、実質的に具体的に進めていただくために、例年よりも早く大臣に建議を提出することにしていただきました。このタイミングは極めて重要だと思っております。と申しますのは、特に総務省、デジタル庁を中心に、ただ今デジタル・ガバナンスを推進されていますし、EBPMについても各府省庁で推進されています。

そこで、この全ての項目は大事ですが、例えば特に(2)の「業務の集中的な見直しの実施」において、「公的統計のDXを推進すること」、そして、3ページ一番冒頭にあります「業務改革、働き方改革の推進」をすることは、国において、あるいは自治体において、よりよい政策を形成していく上で極めて重要な取組であり、令和5年度から既に端緒が切られているとは思いますが、令和6年度に本格的に推進していただくことが必要だと思います。したがって、このタイミングで、特に国における、先ほど申し上げましたデジタル・ガバナンス、EBPMを、DXの基盤を推進することでよりよくしていただくために、この建議は大変有意義だと思っております。

是非、尾身副大臣におかれましては、総務省だけではなくて全府省庁にこの取組が周知され、来年度に向けて建設的な取組がなされますようにお力をいただければと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○**樫委員長** 清原委員、どうもありがとうございました。大変重要なポイントだと思えます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、建議案についてお諮りします。

「令和6年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」は資料1の案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** どうもありがとうございました。それでは、建議案のとおりとさせていただきます。

ただ今採択しました建議につきましては、本日、尾身副大臣が御出席されていますので、お渡ししたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(樫委員長から尾身総務副大臣に建議書の手交)

○**樁委員長** 続きまして、尾身副大臣から御挨拶をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**尾身総務副大臣** 樁委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃から統計行政の重要課題について精力的に御審議いただき、感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、このたびは、令和6年度における統計リソースの重点配分事項について、建議をまとめていただきました。今、しっかりと受け取らせていただきました。委員の皆様には、メールでのやり取りにより、短期間での取りまとめに御協力いただいたと聞いております。本当に心より厚く御礼申し上げます。

今回の建議では、本年3月28日に閣議決定されました公的統計基本計画の着実な推進や、公的統計のDXを推進するための業務の集中的な見直し、国際的な動向の把握と連携・協調の確保に必要な統計リソースの確保が求められております。また、Well-being指標につきましては、建議にもありますとおり、今年度から先行的調査研究を行い、更に検討を進めてまいります。

今回の建議では、国際的な見識を有する統計職員の育成についても御意見をいただきました。私自身、今年1月にOECDのシュライヤー統計データ局長と会談した際に統計人材の育成等について意見交換を行い、日本に対する強い期待を感じるとともに、統計の果たす役割の重要性を改めて認識いたしました。

また、今月17日には、英国統計機構の最高執行責任者であるイアン・ダイヤモンド卿、国家統計官の方ですが、その方と人材育成をはじめとした公的統計における国際連携についても会談を行い、その重要性も強く感じたところです。統計制度を所管する総務省といたしましては、今回の建議を踏まえ、各府省と一体となって具体的な行動に移してまいります。

○**樁委員長** 尾身副大臣、どうもありがとうございました。

副大臣におかれましては、他の公務がございますので御退席されます。

本日は、お忙しい中、委員会に御出席いただいたこと、委員会を代表して感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

○**尾身総務副大臣** どうもありがとうございました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

(尾身総務副大臣退室)

○**樁委員長** それでは、次の議事に入ります。

諮問第174号「農林業センサスの変更について」、まず、総務省政策統括官室から、御説明をよろしくお願いいたします。

○**内山総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官** 総務省政策統括官室統計審査官の内山です。よろしくお願いいたします。

資料は2-1と2-2、そして説明の過程で見ていただく場面がありますので、前回の調査票を資料2-2の参考として付けております。

さて、資料2-2の冒頭の諮問文にありますとおり、農林水産大臣からなされた農林業センサスの変更申請を受けまして、承認の適否を判断する、この手続の一環として統計委

員会の皆様の御意見をお聞きするというものです。

今年2月に答申を頂戴しました漁業センサス、こちらは漁業に関する最も基本的な調査でございましたが、今回の農林業センサスは、農林水産省の調査としては、言わばそれと対になるもので、文字どおり農林業の基本構造についての全数調査ということになります。

具体的な説明につきましては、基本的に資料2-1の概要資料で行いますが、調査票を見ながらの方がイメージしやすいというところもありますので、その都度調査票を表示いたします。ただ、変更事項などが多いので、少し説明が長く、20分ちょっとになるかと思えます。あらかじめ御容赦いただけたら幸いです。

では、資料2-1を順に御説明いたします。

まず、1ページです。最近の諮問資料の定例となりましたが、説明の導入といたしまして、諮問する調査とそれ以外の主な調査との関係についてまとめております。

大きな柱といたしましては、今回諮問する5年周期の農林業センサス、それと、センサスの中間年の動きを見るためにサンプル調査として行われる農業構造動態調査という関係があります。この関係は、先般、御審議いただいた漁業の場合と同様です。農業の場合は、この柱に加えまして、特定の内容に絞った調査として、複数の農家が共同で農業生産に取り組む集落営農組織に関する調査、あるいは新たな農業の担い手の状況を把握する調査が定期的に行われています。

では、農林業センサスの話に入ります。農林業センサスは3種類の調査票で行われています。メインは左側の農林業経営体調査票ということになります。この後の説明では「経営体調査」又は「経営体調査票」と略させていただきますが、これで、一定規模以上で農林業に携わる方々、それぞれから回答を頂戴いたします。

なお、農林業経営体という言葉ですが、漁業センサスのときの漁業経営体と同様、法人や団体だけでなく、一定規模以上で農林業に従事される世帯が多数いらっしゃるということを踏まえた農林水産省独自の用語です。

農林業センサスでは、今申し上げた経営体調査票のほかに、農山村地域調査として市区町村が面積情報を記入する調査票、そして農林水産省において当初取りやめが検討されていたものの、結論としては存続されることになった農業集落における地域活動についての調査票があります。

経営体調査が個別の農家等における活動状況を対象にする、言わば「点」の調査であるのに対して、農山村地域調査については、地域という「面」に関する調査、そのような性格の違いがあります。

前回までは、実施期間の欄にありますとおり、これら3つの調査票について、若干の前後はありますが12月から翌年の2月にかけて同時並行的に行われていました。ただ、農業集落用の調査票、この後の説明では便宜、「集落調査」と言わせていただきますが、これだけは情報収集の難しさが当初から想定されていたということもあって、右下の注2に記載しておりますとおり6月まで調査期間として設定されておりました。

また、経路機関ですが、一番報告者が多い経営体調査が自治体経由、市町村調査については農政局経由、そして集落調査については民間委託と農政局経由の併用で行われていた

というのが前回までの現状です。

以上が、農林業センサスの前回の概要です。

次の3ページは、主な利活用ということで幾つか例示をしております。農林業の最も基本となる全数調査ですので、行財政の利用のほかに、他の調査の母集団情報としての利用も含め、様々に使われております。

それでは、今回どのような変更が予定されているかということについて、4ページ以降で順にまとめておりますが、その説明の前に大まかに申し上げます。今回、経営体調査につきましては、調査票のレイアウト変更、調査事項の見直しといった、言わば「調査の中心」の変更が中心です。一方、集落調査につきましては、母集団名簿の整備方法や調査時期、方法といった「調査のやり方」の変更が中心で、調査事項そのものには変更がございません。

では、経営体調査票の変更から順に申し上げます。

まず、4ページですが、調査で何を調べるか以前の問題として、報告者の方々がより記入しやすくするという観点で、調査票の構成を含め、レイアウトについて全面的な見直しが見込まれています。細かなレイアウトの変更はありますが、大きな変更としてここで申し上げたいのは、農業項目の林業項目への読み替えの取りやめです。

調査票を見ていただいた方が分かりやすいと思います。まず、資料2-2の参考として付けた前回の調査票、2020年のセンサスになります。こちらの調査票の2ページ、今画面で示していただいています。この調査は、農林業センサスというとおりの調査事項の中には、労働力や生産物の販売状況など、農業にも林業にも当てはまるという調査事項があります。そこで、前回調査では、画面に表示されている調査票のオレンジの網かけ部分のように、「林業経営について記入していただく場合、設問の農業を林業に読み替えて記入します」とガイドした上で、林業に従事される経営体においては、赤字で「農業」と書いていますが、それを「林業」と読み替えて記入していただいていたました。これが前回の調査票です。

一旦、諮問概要の4ページに戻っていただきます。

前回、なぜこのような対応にしたのかということですが、後ほどお話しする労働力関連の調査事項、この拡充に伴いまして調査票のページ数が膨らむということを抑止することなどを意図して行われました。しかし、真ん中の課題部分に記載しておりますとおり、記入者において読み替えを考えて記入するということが負担が増したという意見が多かったほか、報告誤りや記入漏れの確認で市町村における事務負担が大きく、結果としては、目的としたこと以上に支障の方が大きかったとのこととございます。そこで今回、調査事項の区分ごとに、誰が記入する項目であるのかということについて、調査票上で明確に区分するという計画です。

それでは、今回の経営体調査票の案を少し見ていただけたらと思います。

資料2-2、PDFの分厚い資料ですが、PDFの通しページで言うと76ページになります。

調査票の1頁目の下に「記入していただく調査項目について」という部分があって、農

業、林業それぞれについて、どの項目に記入していただくのかを大まかにガイドする、そうした上で、調査票の各項目において、例えば79ページの項番3「農業の労働力」の項目の冒頭ですが、「農業を行っている方が記入する項目です」と記載する一方で、少し飛ぶのですが、今度は91ページ、項番12の「林業の労働力」の項目、こちらで「林業を行っている方が記入する項目です」と記載して、紛れないようにしているというものです。

その結果として調査票全体のページ数は増えますが、従前から調査票の全部ではなく該当部分だけをお答えいただくという調査ですし、何よりも実施過程における混乱回避を優先しようという計画です。

以上が、調査票のレイアウト変更です。

資料2-1の5ページに戻っていただければと思います。

次に、調査事項の変更に参ります。資料では、2015年、2020年、そして2025年の3時点の比較表にしておりますが、前回2020年の調査では、労働力の詳細な把握という観点から、農作業、農業生産関連事業、林業作業、ともに経営内部と常雇いの一部について、赤字で示しておりますとお個人ごとの情報を書いていたという拡充がなされました。ですが、やはり報告負担、事務負担の増加ということもあり、結果として費用対効果が見合っていないといったことが考えられました。

そこで今回の2025年、ピンクで囲っている部分ですが、個人ごとの把握範囲を農作業の経営内部に限定する、それ以外については合計人数を属性別に回答いただくというように簡素化するなど、全体として見直しをしようという計画です。

なお、個人ごとの把握と申し上げると、何か1人ずつ調査票を書くのかというイメージをなさるかもしれませんが、そうではありません。今回の経営体調査票で申し上げると、資料2-2のPDFの通し頁で79ページの部分、その下に表があります。この表のように1行ごとに性別、出生年月、従事状況を書いていただくという形で調査票が設計されている、これを5年前は農作業だけではなく、農業生産関連事業や林業作業でも書いていたのですが、今回については農作業の経営内部のみにとどめるという変更です。

調査事項の大きな固まりとしての変更は今申し上げた労働力の部分ですが、それ以外の個別事項に関しても変更が幾つか予定されています。

概要資料6ページになりますが、追加につきましては、各種行政計画の進捗確認、あるいは評価の指標として、一方、削除につきましては、ニーズの低さや報告負担を踏まえたものという形で、幾つかの箇所の変更が予定されております。

以上が調査事項の変更ですが、経営体調査では調査方法、あるいは集計事項の変更についても予定されています。

それでは、7ページになります。まず、調査方法についてですが、漁業センサスのときと同様、郵送回収を正式に加えるとともに、オンライン調査について、農林水産省の共通申請サービスであるeMAFFで対応する計画です。eMAFFにつきましては、既に漁業センサスでの利用が予定されているところですが、漁業センサスは今年10月以降の調査ということなので、その利活用はやってみないと分からないというところでもあります。ただ、農林水産省としては、今後のeMAFFを用いた各種手続のオンライン化の推進と

ということとあいまって、漁業センサスと同様、全数調査である農林業センサスにおいても導入してみたいという意向です。

経営体調査についての変更の最後は集計事項です。調査事項の見直しに伴う変更はもちろんです。2つ目に記載しておりますのは、以前、農業経営統計調査という別の基幹統計調査を審議していただいた際の指摘への対応となります。

具体的には8ページにまとめております。

農林業センサスの集計区分には様々なものがありまして、農業経営統計調査におきましてもその区分が使われているところがありますが、当時の審議で話題になりましたのは、主業、副業という部分でございました。現行の表を御覧いただきますと、前回までは主業、準主業、副業的という区分が設けられていて、農業所得の比率と65歳未満の世帯員の存在という2つの指標で区分していました。

ですが、この区分によりまして、例えば65歳未満の人がいなければ、どれだけ大規模経営をしても副業的経営体に集計されてしまう。あるいは、若い頃から主業経営体だった農家の方が65歳になった途端に、実態は変わらないのに副業的経営体という区分になってしまう、これは再考すべきではないかということで川崎部会長がメモを残してくださいました。そこで今回、変更案に記載のとおり、所得比率のみを指標とする2区分に改めて、年齢という要素で区分が左右されないようにするというものです。

なお、年齢に関する情報がなくなるというわけではなくて、新たに設ける区分のどちらにも内訳項目として年齢が入りますので、情報としては落ちないと考えていただければと思います。

以上が、経営体調査票の変更でした。

続きまして、9ページ、10ページが集落調査に関するものです。

農林水産省において当初取りやめが計画されていたものですが、ユーザーからの様々な意見を考慮されまして、調査事項については変更せず、調査の実施方法について見直しをした上で調査を継続しようというのが今回の大きな方向性です。

具体的な変更内容をこれから御説明しますが、その前に、まず、「農業集落」とはどのような概念かということについて、前提として少し触れさせていただきます。

9ページ下の参考の部分で書いております。農業集落と聞かれると、各地域の中で農業を行う方が集まっていらっしゃる地域というイメージを持たれるかと思いますが、農林水産省が用いている農業集落というのは、そのような地域のみを指す概念ではございません。資料にもありますとおり、日本全域について行政区域や農業的な観点も加味して各市区町村の範囲を分ける地域区分として設定されています。ですので、集落の前に「農業」と冠されてはいますが、実際に農業が行われている地域だけではなく、農業が行われていない地域も含めて、国内の全ての地域はいずれかの農業集落に属する、このように設定されています。

要は、市区町村より細かい集計上の地域区分、このように考えていただくとよいのではないかと思います。昭和30年に設定されまして、昭和45年の見直しを経て、その後は大きな変更はないということ、これもあって、細かな地域ごとの状況を時系列で追いかける

ための区分と言えらると思ひます。

このよふな基本認識を片隅に置いていただき、具体的な変更について御説明しす。

まず、9 ページで書いておひすのは、母集団名簿の作成方法、報告者の選定方法の変更、これが今回の集落調査における変更のメインと言えらると思ひます。集落調査は、地域での寄り合いの開催状況、あるいは農地・水路などの保全活動といった、言わば地域活動の状況について尋ねる調査ということもございまして、前回までは地域の実情に精通すると思はれる方、具体的には自治会長のような方々について市区町村から情報提供を受けて、地方農政局等が名簿を作つて調査を行つておひました。

ですが、実績として書いておひすとおひ、全国14万集落のうち、情報が得られない所が多数あつたほか、情報は得られましたが、実際調査をすると農業をなさつていらっしやらないということで回答が得られないなど調査の実施が難航したということで、今の方法のままでは的確な報告者の把握・選定が困難ということで、調査を継続するためには効率的で有効な方法への改善が必要とされまして。

そこで、どうすればいいかということで変更案の部分ですが、様々に検討された結果として、まず、このセンサスの一つである経営体調査を実施する。そして、この調査実績や行政記録情報を用いて情報を整理し、何らかの形で農業に関与されている方の中から、資料で①から③と書いてありますが、この順で集落ごとに1人選定するということが計画されています。

これにより、これまでよりも的確な選定をすということが期待されますが、ただ、注にも記載しましたとおひ、それでも選定された方が回答できないという場合も想定されるところでして、その際の選定替えの手順などについても、今回審議していただく際の論点にならうかと思ひます。

次の10ページです。こちらは、今御説明した名簿の整備方法の見直しに連動する変更などについて記載してありますが、大きく3点申し上げます。

1点目、対象地域です。先ほど申し上げたとおひ、農業集落は実際に農業が行われているか否かにかかわらず、日本全域に設定される地域区分ということもあり、以前から集落全域が市街化区域とされているところについては集落調査の対象外とされておひました。今回から経営体調査の情報を基礎に報告者を選定するということで、その名簿にどなたも載っていない集落、要は農業を行う方がいらっしやらない集落についても対象から外れます。集落全体の2%程度と言われている。

2点目は、経路機関と調査方法です。これまで民間事業者と地方農政局等経路の併用でしたが、今回、全面的に民間委託の郵送・オンライン調査に変更し、必要に応じて民間調査員でフォローするということが計画されています。これだけを見ると大きな変更というふうを受け止められるかと思ひますが、前回、既に郵送・オンラインにより相当数の回答が得られているということで、今回、経営体調査の言わば後続調査として集落調査を行うということもありますので、調査員のフォローも組み合わせれば、前回水準は達成できることが見込まれるという説明がなされています。

3点目は調査期間です。これまで、センサスの各調査票はおおむね同じタイミングで行

われていましたが、今回、経営体調査の実施後、名簿を整備して集落調査を行うという流れになりますので、集落調査につきましては実施のタイミングがかなり繰下げになります。これを受けて、公表も2段階ではなく、1回でまとめて行うという計画になります。

以上が、集落調査の変更についてです。

説明資料としては、あと2ページです。

11ページの上半分、これはその他の変更ということで、今回、このセンサスのもう一つの調査票である市町村票につきまして、農政局経由から本省直轄にするということ。それから、各調査票共通ということで、公表媒体について印刷物を取りやめるということが計画されています。

同じページの下半分、こちらは前回答申のときに示された課題対応ということになりますが、前回答申では、客体候補名簿の情報の有効活用といったことなどが課題として書かれていました。客体候補名簿というのは、経営体調査の報告者に該当するか否か、これを判断する際に整理される名簿ということもありまして、農林業経営体に該当しない小規模な農家や林家の方の情報も含まれています。ですので、以前からこれらの情報を用いて農家総数などの参考集計が行われています。その継続的な提供を確保するために、調査計画で何らかの形で明確化できないかといったことなどが言われているものでございます。

以上のページまでで今回予定されている変更と、前回答申の課題について御説明しました。

最後、12ページとなりますが、こちらは今後の手続の整理として追加で申し上げます。経営体調査票におきましては、農林業の地域性ということを踏まえて、地域ごとの小地域統計の充実を図るために、以前から全国共通の調査事項のほかに、都道府県ごとの要望に応じて、各県とも5項目まで県別の調査事項を設定するという余地が設けられています。

今回予定されている調査票の様式で少し見ていただこうと思いますが、資料2-2のPDFで言うと93ページのところです。都道府県設定項目ということで、現段階では、まだ空欄となっています。

12ページに戻っていただければと思います。現状の取扱いですが、もちろん県別項目についても集計、公表されていますが、資料の下に記載した流れのとおり、諮問・申請手続によって全国共通事項が確定する、これを受けて都道府県への要望聴取がなされます。そのため、県別項目の内容確定は通常は諮問・申請手続の後になるということで、これまで調査事項の具体的な内容までは調査計画に記されていませんでした。ですが、基幹統計調査の一部として行われるものですから、何らかの形で計画に明らかにすることが望ましいと今回考えました。そこで、来年、県別項目が確定した時点で、農林水産省から追加で申請していただいて、調査計画の全体を明確化するという対応を取らせていただければと考えております。

今回の諮問・申請手続の際には、それに先立ちまして、県別項目の要望聴取の際に、農林水産省から都道府県に対してこういった指示がなされているかといった基本的な部分を確認していただけたらと考えております。

以上が諮問概要でございました。説明が大変長くなって申し訳ございませんでした。よ

ろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○**樁委員長** 御説明ありがとうございました。

本件は、産業統計部会に付託し、詳細につきましては同部会で御審議いただくことといたしますけれども、今、説明のあった諮問概要の中で、農業集落調査の部分につきましては、ユーザーからの強い意見もあって、申請に至るまでには様々な検討が重ねられたと伺っております。

社会環境の変化や調査実施者側の要因などで、これまでと同じ計画が維持できない場合に、調査をどのような形で継続するかというのは、この調査に限らず、かなり大きな課題となっていると承知しております。

限られたリソースの中で、できる範囲の調査を可能な方法・手法で継続することは重要ですし、その際には、これまでのやり方に縛られない柔軟な発想も必要だと思います。そのような意味で、今回の諮問については、これまでの審議と同様ではありますが、「持続可能な統計調査のための現実的な対応」という観点も意識していただいて、将来を見据えた意見も出していただければと思います、あえてコメントさせていただいた次第です。

なお、本調査の審議のために、資料2-3にありますとおり、本日付で江川章さん、小松知未さんを新たに専門委員として任命し、資料2-4のとおり、産業統計部会の審議に参加していただくことにいたします。

それでは、ただ今の御説明について、何か御質問などがあれば、よろしくお願いいたします。

川崎委員から手が挙がっています。川崎部会長、よろしく申し上げます。

○**川崎委員** ありがとうございます。川崎です。

今、樁委員長からお話がありましたが、産業統計部会長として委員会から付託を受けましてこれを審議してまいりますので、よろしく申し上げます。

これを機会に少しでも、先ほどの委員長のコメントを踏まえての所感を申し上げたいと思います。

今、委員長がおっしゃったことは大変大事なことで私も感じました。というのは、統計を作成する上で、限られたリソースの中で、また変化する環境の中でどのように調査を継続していくかということは大変重要なことですが、これは調査実施者として大変悩む問題だろうと思います。この調査の今後の実施計画の可能性ということでどういうことが現実的かということを考えていきたいということで、審議の中でそれを念頭に置いていきたいと思います。

また、その中で、今回の2025年センサスでどこまでができるのかということ、また、それを踏まえて、その先の2030年に向けてどんなことを検証していかなければいけないか、そのようなことも併せて整理して行って、今後につながる答申案をまとめられるように、部会の皆さんと審議していきたいと思っております。

そして、今話題になった農業集落調査だけではなくて、農林業経営体調査についても見直しがいろいろありますので、このようなものを、限られた時間の中ではありますが、できるだけ効率的・効果的に審議をしてまとめてまいりたいと思っております。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

いかがでしょう、ほかに御質問、御意見等があればよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思います。

今回諮問された農林業センサスは、農林業に関する基本構造を把握する重要な統計調査と認識しております。

今回の申請においては、農林業経営体調査における調査事項の見直し、あるいは農業集落調査の母集団名簿の作成方法などの変更が大きな柱となっておりますけれども、確認事項は少なくありません。

先ほどのコメント自体は繰り返しませんけれども、現実的な統計がこれからも作り続けられますように、先ほど川崎部会長が指摘したように、2030年を見据えた長い目での議論をしていただけたらと思います。

川崎部会長をはじめ、産業統計部会に所属の委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

次の議題は、部会の審議状況についてとなります。

まず、サービス統計・企業統計部会での経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更に関する審議状況について、部会長の菅先生から御報告をよろしくお願いいたします。

○**菅委員** それでは、経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更に関する部会での審議状況について報告いたします。

本件については、3月の委員会で諮問された後、1回目の部会を4月7日、2回目の部会を4月24日、3回目の部会を5月19日に開催いたしました。3回目の部会では、経済構造実態調査の前の答申に関連して、統計委員会担当室から「デジタル経済統計の整備」について御説明いただいたほか、答申素案について審議いたしました。

なお、4月の統計委員会における本部会の審議状況報告では、2回目の部会の審議状況を口頭で御説明させていただいたことから、本日、改めて資料3の中でお示しすることで詳細の説明は割愛させていただきます。また、第3回目の部会における答申素案についての審議状況については、口頭でその概要を御説明させていただきます。

それでは、5月19日に開催した3回目の部会の審議状況についてです。

まず、統計委員会担当室から、「デジタル経済統計の整備」について御説明いただきました。これは、同室が令和4年度に実施したデジタルイゼーションの統計的把握に関する調査研究のうち、特に電子商取引の統計的把握についての研究結果について御報告いただいたもので、国際機関や欧米諸国における調査の実施状況や、我が国において調査を実施する場合の調査票案や留意点などについて取りまとめたものです。

本研究結果については、大変意義のあるものと評価し、電子商取引の実態把握の実現に向けては、調査の枠組みや調査票の設計等について、報告者負担にも配慮しつつ、さらなる検討が必要であると考えられるため、引き続き関係部局における検討をお願いしたいと

整理しました。

委員からは、電子商取引の把握は必要であるが、定義や目的を明確化しないと回答が困難であり、どのような情報であれば回答を得られるかという視点が必要との御意見がありました。

次に、答申素案の審議状況について、口頭で簡単に御説明させていただきます。

今回の変更については、承認の適否について、経済センサス-基礎調査、経済構造実態調査ともに「承認して差し支えない」と判断いたしました。ただし、委員の御意見を踏まえ、指摘事項と「今後の課題」を付すこととしましたので、御紹介させていただきます。

まず、資料3の1ページ目に記載の(4)調査方法の変更については、事前の広報や周知活動を丁寧に行うとともに、オンライン回答推進方策の個々の効果について検証する必要があることを指摘することといたしました。

また、2ページ目に記載の(5)調査事項の変更について、事業所の活動状態に関する調査事項を削除することについては、一部の委員から、休業・廃業の把握は重要である反面、報告者負担はそれほど大きくなく、法人番号公表サイトのデータを用いることの検証にも活用できるため、残す余地もあるのではないかという意見がありましたが、本調査事項は、前回、新規把握事業所の活動状態を把握するために臨時に設けられたものであり、オンライン・郵送調査への移行に伴い休業や廃業の回答を事業所に求めることが事実上困難となることを踏まえて削除するものであり、その評価については今後調整することといたしました。

なお、近年、事業所の休業や廃業の実態把握が困難になりつつあることを踏まえ、事業所の活動状態の把握方法や廃業率等の算出方法などについて、母集団データベースや行政記録情報のさらなる活用可能性を含め、今後研究を行う必要があることを「今後の課題」として整理することとしました。

3ページ目に記載の「今後の課題」③の対応状況については、さらなる行政記録情報の活用の可能性について、引き続き関係行政機関との調整を進める必要があることを指摘することとしました。

最後に、今回の答申案における「今後の課題」については、先ほども言及しましたが、基礎調査に関連して、事業所の活動状態の把握方法の研究・検討を行うこと及び経済構造実態調査に関して、支払利息について、令和4年調査結果の利活用状況を踏まえた集計方法等の検討を行うことを付すこととしました。

答申案については、6月上旬に書面審議の上、次回の統計委員会において御報告させていただきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等があればよろしくお願いたします。

伊藤委員の手が挙がっています。伊藤先生、よろしくお願いたします。

○**伊藤委員** どうもありがとうございます。私もこの部会に所属しておりまして、質問で

はなくて、コメントとお願いを申し上げさせていただきたいと思います。

今、御説明いただいた資料3の2ページ目の一番上のところですが、(5)調査事項の変更とあるところです。今、菅部会長からも御説明がありましたが、廃業や休業を捉えるという件につきまして、私自身はまだ重大な懸念を持っておりますので、少しコメントさせていただきたいと思います。

今回、調査員調査を廃止するため廃業や休業に関する情報が取りにくいと、そのような理由で事業所の活動状態を聞く質問項目を削除するということが提案されています。調査員調査が限界に来ていることとか、また廃業や休業を事業所に聞いてもなかなか回答が返ってこない可能性が高いと、このようなことが理由として挙げられていまして、私もこうした事情についてはある程度理解できます。

ただ問題は、廃業や休業に関する統計を公表しないのか、するのか、公表するとすればどういった形で公表するのか、また公表できないのであればなぜ公表できないか、また公表しなくても本当にいいのか、このような点について部会の中で十分に議論が尽くされたとは思えません。廃業とか休業に関する質問項目を削除するという点について十分な議論がないまま、このまま認めるというのは問題があるのではないかと考えています。

廃業や休業の情報は、基礎調査の調査目的の冒頭に書かれている事業所及び企業の活動の状態を調査するために極めて重要な項目で、全ての統計調査の基礎となる事業所名簿を整備する上でもしっかりと把握すべき事項です。特に廃業については、事業所・企業統計調査の時代から統計を公表してきて、以前は事業所・企業統計調査の新設事業所や廃業事業所の統計というのが、白書や学術研究、その他で幅広く利用されてきました。もちろん総務省においても廃業事業所を把握することが重要であるということ、また廃業事業所の統計を出すことも非常に重要だということは十分認識していらっしゃるって、廃業データの開発について前向きに取り組もうとしていると、そのような御回答をいただいています。

また、行政記録情報を活用し、調査票を送付する前に、はがきで活動状態を聞くといったようなことを行い、事業所の活動状態を把握して事業所母集団をデータベースに反映していくと、こういう御回答もいただいています。

ただ、廃業事業所に関する統計を公表するのかどうかに関して、今のところ明確な御回答をいただけていなくて、これからどうするかを研究していく、そういう課題がこの答申にも書き込まれようとしていると私は理解しています。

統計局において廃業事業所の把握が重要だという認識はしていただいているようですが、今回の部会で廃業データをどう公表していくのか現時点では分からない、でも取りあえず質問項目は削除して、廃業データの公表についてはこれから考えますと、こういう方向でまとめられようとしていると私は理解しています。

例えば母集団データベースやレジスター統計の方で廃業に関する統計を公表していくといったような具体的な御説明があれば、今回の基礎調査で調査員調査をやめ、廃業の質問項目を削除するというのも納得がいくと思います。しかし、特に廃業事業所に関する統計を公表するのかわからないのかという具体的な御説明がなくて、この調査事項の変更を認めてよいかどうかを判断する材料が十分に提示されていないと私は感じております。

今回、廃業・休業に関する質問項目を削除した場合に、廃業事業所に関する統計や廃業率の算出方法についてどうするかまだ分からないという状態なのに、取りあえず調査項目の削除には賛成しますというのは、部会構成員の1人としては無責任ではないかと思いません。事業所の新設や廃業についての統計を利用しているユーザーに対して、十分な説明をした上で行うことが重要だと思います。

もし基礎調査の調査方法や調査事項を変更するというのであれば、事業所の活動状態をどう調査し、どのような統計を公表していくのかというのをまず先に研究していただいて、その方向性を確認してからでないと、基礎調査の変更には納得できないと私は思っております。もちろん部会の議論を遅らせ、棚上げしたいというわけでは毛頭ないわけですが、十分に納得できる代替案がないと安易に賛成はできないと思っています。

そこで、統計委員会からも、例えば母集団データベース、いわゆるレジスター統計の方で早急に事業所の活動状態や活動状態別の統計の公表方法を検討して、公表案を提示していただくように委員会から要請していただくとか、別の部会か研究会になるのかもしれませんが、やはり早急にそちらの検討が必要だということを要請していただけないかと思っております。

長々と申し訳ありません。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○**椿委員長** コメントありがとうございました。

これにつきましては、それでは事務局からよろしく願います。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 政策統括官室です。

伊藤先生、コメントありがとうございました。

私、本件の諮問者の立場と部会の事務局の立場がございしますが、専ら事務局の立場としておわびと補足をさせていただきたいと思えます。事務局としては限られた時間の中で効率的に御審議いただきたいということで論点を提示させていただいて、部会のスケジュールを組ませていただいていたわけですが、それでも現時点でまだ消化不良の部分、説明が未熟な部分もあるかなと感じた次第です。

ただ、私たちとしても限られた時間で前に進む必要があると考えていますので、今回の答申の取りまとめに向けて、別途丁寧に御説明を申し上げ、調整させていただきたいと思っています。

現時点では、取りあえず以上でございます。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。

先生、今のコメントに対してどういうふうに考えるかということで、これは部会長の菅先生に。

○**菅委員** 引き続き検討していただいて、十分議論を尽くしたいと思えます。

○**椿委員長** 分かりました。よろしく願います。

小西先生の手が挙がっています。小西臨時委員、よろしく願います。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。私も当部会に参加しています。先ほどの活動状態のところのコメントについては伊藤先生から十分御説明いただいたので、私は公表のところにフォーカスしてコメントしたいと思えます。

令和6年基礎調査から、雇用者のいない個人経営の事業所、いわゆる小規模事業所を調査対象から除外して実施することを計画しています。雇用者のいない個人経営の企業、事業所は売上高では0.4%のシェアですが、事業所数では約93から94万事業所あるとお聞きしています。今回、雇用者のいない個人経営の事業所が調査対象に含まれなくなり、休業・廃業事業所数に係る集計を止めることが予定されていると部会でお聞きしています。

理由は、個人経営の事業所の売上高シェアは0.4%と小さいですが、事業所数は大変に多く、また休業や廃業も多い業態が含まれていることが推察されるということです。加えて、休業・廃業事業所数に係る集計として、調査対象が変わるので当然過去との断絶が生じますので、集計の中止が検討されているという状態です。

しかし、令和6年度の基礎調査の調査対象自体は売上高で99.6%を占める事業所数が対象となっていますし、この事業所群に対して調査を実施する以上、これらの対象の休業や廃業に係る情報は事業所の活動状態を把握するという調査の目的からも、引き続き公表することが必要ではないかと思っています。調査対象が変更されれば、当然公表される集計値に断絶が生じるのは明らかですので、利用者にはその点の注意喚起を公表時にすることによって、利用上の誤りや齟齬が起きにくいのではないかと思います。

雇用者のいない個人経営を事業所まで含む全事業所の存続や休業・廃業に係る事業所に関する集計事項はセンサス-活動調査で集計し、公表され、今回の基礎調査の対象になる売上高99.6%の事業所については、今までどおり基礎調査の結果で中間年に集計、公表することが基礎調査の目標にもなっています。活動状態を把握することは、当然母集団名簿の整理に資すると思っています。

ですので、今回、令和元年基礎調査から様々な理由で複数の大きな変更があって、公表や集計をやめてしまうものがあり、その中の大きなものが利用者の多い休業・廃業の集計事項の公表だと思いますが、調査をするということは、その調査対象に対しては変わらず休業や廃業なども調査するわけですから、集計するという方向でも部会で議論を行うことができれば良いと思っています。

以上です。

○**椿委員長** コメントありがとうございました。

これについても、まず、事務局から御回答いただければと思います。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 小西先生、コメントいただき、どうもありがとうございます。繰り返しになりますが、限られた時間で是非とも議論を尽くしたいと思っています。

なお、先ほど申し上げるのを失念したのですけれども、部会の構成員以外の先生も大勢いらっしゃるのを補足させていただくと、部会審議を一通り終えた後に、追加で現在、伊藤先生や小西先生とメールベースで意見交換をさせていただいている、そういう議論の過程だということを御理解いただければと思います。

以上です。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。

ほかに意見、コメント等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントしたいと考えます。

前回の部会審議におきましては、答申案の取りまとめに向けて、かなり活発な御審議をいただいたことと存じます。電子商取引の実態把握については、諸外国の状況あるいは我が国での調査の可能性などの研究成果が共有されたということで、これは今後に向けて非常に重要なことかと思えます。

また、先ほどから議論がありますように、答申素案の審議の中で、部会后に事業所の休業や廃業の実態把握について問題提起があったということで、これは今、伊藤委員、小西臨時委員からも御指摘があったところです。これはいずれも、今後の我が国の経済構造統計の在り方を考える上で、重要な御指摘であることは疑う余地もありません。

一方で、事業所の休業や廃業の実態をどのように把握するか、基本的に母集団データベースの整備事業と密接に関係することと存じますので、まずは、今後もしっかりと研究いただくことは私も必要だと思えます。その上で、先ほどのようなことに関する議論を部会の中で深めていただければと思います。

答申案につきましては、6月の統計委員会において御報告いただけるということです。菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の先生方、皆様方には、大変御多忙とは思いますが、引き続き答申案の取りまとめをよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に移ります。

これも部会の審議状況についてです。サービス統計・企業統計部会での商業動態統計調査の変更に関する審議状況につきまして、部会長の菅先生から御報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○菅委員 それでは、商業動態統計調査の変更に関する部会での審議状況について、御報告いたします。

本件については、4月の委員会で諮問された後、部会を5月23日に開催いたしました。今回の変更事項や前回答申における「今後の課題」への対応状況、公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況について一通りの審議を終え、答申案の方向性についても審議いたしましたので、資料4に基づき御説明いたします。なお、答申案の方向性については、口頭でその概要を御説明させていただきます。

「1 今回申請された計画」は、丙調査（百貨店及びスーパー）における地方別の集計について、令和6年1月分調査から、東京特別区・政令指定都市別の集計を取りやめるものです。これについては、統計作成ミスの低減や、公表値のチェック体制の強化及び業務マニュアルの一層の整備等に注力できる効果が見込まれることや、取りやめる統計表の利用実績を踏まえたものであり、業務の効率化及び統計の品質確保の観点から適当と整理しました。なお、委員からは、「統計利用者が調査票の二次的利用を行いやすくなるよう、申請のサポート体制や申請期間・回数の短縮などの工夫をお願いしたい。」などの御意見がありました。

「2 前回答申時に示された『今後の課題』への対応状況」のうち、「(1) 調査方法の変更による影響の分析・検証」については、経済産業省において分析・検証した結果、調

査票の回収率は調査方法の変更前と同水準を確保しており、これについてホームページにおいて検証結果を公表し、統計利用者への情報提供を行っていることから、課題の趣旨に沿った対応がなされており、適当と整理しました。

「(2) 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討」については、経済産業省において検証した結果、推計結果に大きな影響は見られなかったものの、当面は現行の調査対象範囲を継続し、今後、更なる検証・分析を行った上で慎重に検討したいとの説明がありました。これについては、今後、調査対象の範囲の変更を行う場合には、今回の検証結果を踏まえ、残された課題について更なる検証・分析を行い、その結果を統計委員会に報告することを「今後の課題」として指摘することとしました。

「(3) 母集団情報の整備に向けた検討」については、現時点で調査対象を特定可能な唯一の情報源である経済センサス - 活動調査を引き続き母集団情報としつつ、事業所母集団データベースの最新の年次フレームを調査対象名簿の更新に有効活用するものであることから、対応の方向性自体は了承されました。

しかしながら、委員からは、「商業の統計では事業所の開廃業を捉えることが重要であることから、事業所母集団データベースの年次フレームを活用し、新設事業所の抽出を毎年行えるように検討していただきたい。」との御意見や、「事業所母集団データベースの年次フレームのみならず、行政記録情報等も活用した新設事業所の把握を検討していただきたい。」との御意見がありましたので、答申案作成時に意見の取扱いを検討する予定です。

次に、「(4) 公表の早期化に向けた検討」については、現状どおりを希望する報告者の意見等を踏まえた提出期日となっていることを確認し、本調査の公表日が、主要な月次統計と比較して速報性に劣るものではないことを踏まえ、特に問題ないと整理しました。

「3 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況」については、基本計画において、POSデータ等の活用拡大が求められているところです。これについては、既にPOSデータによる回答を導入している家電大型専門店を対象とした丁2調査における対応状況を確認し、今後も、まずは丁2調査における活用拡大に取り組むこととしており、引き続き基本計画に基づく検討の状況を注視する必要があると整理しました。

委員からは、「今後、POSデータの発展もあると考えられることから、引き続き検討を続けてほしい。」との御意見がありましたので、答申案作成時に意見の取扱いを検討する予定です。

最後に、答申案の方向性に係る審議状況について、口頭で簡単に御説明させていただきます。

今回、計画されている変更については「適当である」とし、承認の適否についても「承認して差し支えない」と整理しました。

ただし、統計表の縮減については、ホームページ等において広く周知することや、取りやめる統計表を一部利活用している地方公共団体に対しては、調査票情報の二次的利用などへの対応を適切に図る必要があることを指摘事項として整理しました。

また、前回答申時の課題と基本計画の課題への対応については、委員からいただいた幾つかの御意見について、答申案作成時に取扱いを検討する予定です。

答申案については、6月上旬に書面審議の上、次回の統計委員会において報告させていただきたいと考えております。

私からの御説明は以上のとおりです。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等があればよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきます。

部会におきましては、今回諮問された変更事項についてはおおむね了承されたほか、前回答申時の課題や公的統計基本計画への対応状況についても既に確認いただいたとの報告をいただきました。母集団名簿における新規事業所の把握や、POSデータのさらなる活用など、中長期的な課題も含めて活発な御審議をいただいているものと認識いたしました。

今後、答申案を取りまとめ、6月の統計委員会において御報告いただけるとのことですので、部会長の菅先生をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の先生方、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。こちら部会の審議状況についてです。

統計基準部会での日本標準産業分類の変更に関する審議状況について、これも部会長の樋先生から御報告をよろしくお願ひいたします。

○樋委員 それでは、統計基準部会の審議の様相について御説明いたします。詳細は、お手元の「統計基準部会の審議状況について」という紙に書いてあるとおりでございますけれども、私からは、かいつまんで、少し補いながら御説明させていただきたいと思ひます。

まず、最初に、4月の部会では議論ができなかった「分類の基準」について、引き続き議論いたしました。これは、諮問の際に、基準の内容が変わっているのに対して、実際の統計の分類そのものは大きく変わっていないという点について、この辺の経緯とか、変わっていないことの理由が分かりにくいのではないかという御指摘があったということでございます。

これについて、この資料にあるようにいろいろな議論が行われました。少し論点を申し上げますと、まず、現行の「分類の基準」は3つございまして、これが需要側と供給側が混在しているということから中身を組み替えております。これを組み替えた上で、諮問案では、今まで需要側の項目が1にあったものを、今度逆に供給側の基準が1というふうになったということで、需要と供給の順番が入れ替わっているのに対して、実際の産業分類そのものはほとんど変わっていないので、そこが分かりにくいのではないかという意見がございました。記載順を変更したにもかかわらず「分類の基準」に変更がないというのは、特に上位の大分類とか中分類だけを使っている人たちからすると、基準が変わったのにほとんど変わっていないということに対して違和感を持つ人がいるのではないかという意見があったということでございます。

これに対して、そもそも順番に1、2、3というふうに番号は打っていますが、番号が優先順位を表すものかどうかとか、そもそも優先順位ではなくて単純に順番に1、2、3と書いてあるだけだとか、順番には意味があるのかないのかなど、いろいろな御意見があ

りまして、例えば番号を落としたらどうかというようにいろいろな御提案もいただきました。結局改定案のままがよいのではないかというのが多数意見でございました。

そういう中で、利用者にとって分かりにくいのではないかということにも配慮する必要があるということで、諮問案を適切と整理した上で、「分類の基準」を変更した趣旨と、基準の変更にもかかわらず分類の大きな変更がないということの理由が分かるように補足的な説明を用意するという指摘をすることが適当であるということで、部会の意見が一致したということでございます。

2番目に、前回の部会における指摘事項への対応を議論いたしました。結論といたしましては、前回の部会における指摘を踏まえまして、4月の部会のときに事務局が提示した案に継続的な検討、それから国際分類との比較可能性の向上、それからデジタル産業の扱いという3点を追加し、それから、原案の課題に委員の意見を付け加えまして、「分類項目と分類体系の見直し」というタイトルに修正するということが適当であるということで、合意が得られたということでございます。

「継続的な検討」については、どういうことを検討していくべきかについて多少意見がありまして、統計の継続性を重視する観点から、あまり頻繁に分類を変えるのはいかがかということと、それから産業構造がどんどん変わっていることをなるべく敏感に捉えて、構造をちゃんとつかまえていくことが必要だということとの折り合いを付ける方法があるのではないかとといった御意見が出ましたが、こうしたことが検討すべき課題だと整理できると思います。

引き続きまして、検討の課題の中で問題になりました管理・補助を行う事業所の設定の経緯について、事務局から、設定の過去の経緯について詳細な説明がございました。これに関連した具体的な課題について、次回の部会でも議論するということになっております。

それから、「一般原則」の記述の修正について議論いたしました。部会では、前回よりも分かりやすくなったということでおおむね了解されましたけれども、「一般原則」の第5項の分類適用の単位の修正について、若干違和感があるという意見があり、文章をもう少し分かりやすくするなどの修正を更に加えるということで、引き続き次回の部会で検討するということになっております。

さらに、「一般原則」の一部修正について、事務局から答申で指摘すべき事項ということで2点提案がありました。提案の内容は、諮問案では分類の構成について、各分類の項目数が「一般原則」の中に記載されていますが、これを原則と言うには違和感があるのではないかということで、これは原則には当たらないので「一般原則」のところからは削除して、参考としてウェブに掲載するという事務局の案が適当であるということで合意いたしました。

それから、2点目の事務局の提案は、「日本標準産業分類の適用に当たって留意すべき事項」というものについてであります。日本産業分類を公示する際に、統計基準でございます「一般原則」と、それから産業分類の表に加えて、大分類以外の分類項目を細分または集約して結果を表示できるという趣旨のことを留意事項として公示してまいりました。

これについて、諮問で特に意見を求められてはいませんが、事務局からは、これについ

ても答申で意見を述べるべきではないかということでありました。部会としては、公示の内容の詳細についてはこういうふうにすべきだというようなことを特に述べず、必要な場合には項目の統合や細分化が可能である旨を述べるというような大まかな指摘をすることによってどうかという意見がございました。この留意事項の取扱いについては、次回の部会で引き続き議論することとしております。

最後に、答申の骨子について事務局から提案がありまして、これに沿って答申の詳細を作成して、次回の部会で審議するということになりました。

以上が5月10日に行われた部会の審議の様でございますけれども、当委員会において、国際基準への整合性の観点からどういう審議をするのかというような御発言があったということでありましたので、それはいろいろな議論の中で繰り返し議論されておりますので、整理して改めて御報告したいと思います。

委員の皆さまは御承知のとおり、国際分類があるわけですが、各国それぞれ例えば産業構造なども大きく違いますので、それぞれの状況に応じて独立の分類を設定されることがあるというのは当然のこととされております。実際にそういうふうになっているわけですが、日本の分類と国際分類との比較をすることが重要だという御指摘がございました。実際にウェブ上に日本標準産業分類と国連の国際標準産業分類との詳細な比較表があるということで、比較はきちんとできる形になっているということでもあります。それから、今回の改定案の作成過程でも、国際分類を十分に参考にしながら新しい項目の作成などの検討が行われていたということでございます。

それから、今回の審議に当たりまして、「一般原則」の「分類の基準」を議論していたわけですが、ここでも、当然のことではありますけれども、国際分類にどのような記述があるかというようなことを十分、参照しながら比較して、結論を得たということでございます。

さらに、今回、特に国際分類との比較でここを修正するというようなことはしていないわけですが、国際分類との比較可能性の向上の共通的な課題として位置付けており、その観点からも個別的な課題を検討していく予定にしておりますということで、御質問にお答えすることにさせていただきます。

以上で私の御報告を終わらせていただきます。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問などがあればよろしくお願ひいたします。

川崎先生、手が挙がっています。川崎先生、よろしくお願ひします。

○**川崎委員** ありがとうございます。川崎です。とても丁寧な御報告ありがとうございました。特に私は、前回も発言しました「分類の基準」のところについてコメントさせていただきたいと思ひます。

大変よい議論をこの部会でしていただいて、議事概要報告の紙を拝見しながら、かなり勉強になったと思ひました。詳しい丁寧な御審議ありがとうございました。まず、お礼を申し上げたいと思ひます。

その上で、私なりに感じますのは、資料5の冒頭のところに書いてありますように、こ

のような「分類の基準」を変更したことの趣旨が理解できるように、それが分かる資料をホームページに掲載することとして改定案が了承されたということで、それは大変結構なことだと思います。ただ、せっかくここまでされるのでしたら、ホームページに載せるだけではなくて、例えばきちんとした答申案なり、できれば分類の文書自体の中に何とか盛り込めないかというのをもう少し検討していただけたらと思います。

前回は申し上げたかと思いますが、このような分類をどのように変えていくのか、この分類はどのような考えでできているのかということ、「How」という分類の結果ももちろん大事ですけども、「Why」の部分が大事だと思います。それを公式の文書に残していないというのは、私はやはり不足していると思ひまして、ホームページに載せることももちろん公開ではありますが、しかし別の文書になってしまうとなかなか、産業分類の資料本体を参照したときに気づかないことが多いと思いますので、産業分類の本体か、あるいは答申の中に一体として残していただきたいと思ひます。議事録に書いてあるからいいじゃないかということにはならないと思ひます。議事録だと、どうしてもそこまでに見る人はほとんど、よほど時間がある人ではないとありませんので、是非そういうことで変更の趣旨、目的などははっきり書いていただきたいと思ひます。

その上で、このような変更の趣旨を私なりに解釈すると、今回、大変明快な説明がこの中にあったと思ひます。特に1番目の白丸の御発言が大変勉強になったと思ひますが、かなり専門的なこととお話しになっているのですが、私なりに要約すると2点ぐらいに要約できるのではないかと、また、実際の記録に残していただく場合もこの2点ぐらいに要約していただくのがいいのではないかと、提案申し上げたいと思ひます。

まず、1点目は今回の変更の意図なのですが、私なりに考えるに、これをおっしゃっていることの趣旨は、要するに記載の順序を変えたということについての説明ということになります。これは分類の体系を変更したものではないと、ただ供給側の視点がより重要だということで、その重要性をより強調してそれを前に出したということなのだろうというふうに理解しました。ですので、前のものが間違っていたとか、考え方を変えたということではなくて強調の度合いの違いなのかなという、そういう説明文になるのではないかと、いうふうに思ひました。

これは結構大事なことだと私は思ひます。というのは、国連の国際標準産業分類（I S I C）の方でも、私は何となく日本と違うのかなと思ひていましたが、この順序をこのように変えていただくと、I S I Cの冒頭に書いてある説明の順序とも大体整合性が取れるので、そういう意味でもI S I Cとの考え方が違うのではないかと、いったような無用の誤解が生じにくくなると、そういう意味でこの書き方で私はいいのだろうというふうに理解しました。これが1点目です。ということで、変更の意図は短めに書いていただくのではないかと、いうことです。

それから、もう一点は、今の白丸の御発言の後段の方に書いてあることで大事だと思ひたのは、今後に向けての布石というところがあるのではないかと、いうふうに思ひました。それはどういうことかという、前回の第13回の改定ときには生産物分類というのがなかったけれども、その後、生産物分類が新たに設定されたということで、今後は需要側の

分析は生産物分類に従っていけばいいし、供給側の方は産業分類に従っていくといいと、そういう役割分担ができるという環境が整ったということだと思います。

そこで、この産業分類において供給側の視点をより強調して表現することによって、今後の産業分類の目指す方向性を示すことができると、そういうこともこの記述によって効果があるのではないかというふうに思います。そのような2点のことを、私の言葉では長々としてかえって分かりにくくなったかもしれませんが、うまくまとめて文章化していただけたらありがたいと思います。

以上、私からのお願いです。ありがとうございました。

○樫委員長 コメントありがとうございました。

何か事務局の方からございますか。あるいは部会長から。よろしいですか。

では、まず、事務局から、次に部会長から。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局でございます。

川崎先生、御意見ありがとうございました。川崎先生が要約されました2つの視点を踏まえつつ、明日の部会におきましては、部会の先生方の御意見を賜りながら、丁寧に議論したいと思っております。

以上です。

○樫委員長 樋先生、よろしいですか。

○樋委員 私から付け加えることはございません。

○樫委員長 ございませんか、どうもありがとうございます。

ほかに御意見等があれば、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

第17回の統計基準部会でも、前回に引き続き「一般原則」の変更部分に関する議論が行われ、特に諮問時の統計委員会、先ほど川崎先生から御指摘があったような「分類の基準」の記載順の変更について、その理由が分かるようにということで、先ほどありましたように、まず、総務省がホームページにきちんと公表しようという話。

それから、先ほど川崎先生からあったように、それをもう少し諮問の中に書き込めないか、あるいは答申の中に書き込めないかというような話があったところです。明日の部会と伺いましたけれども、前回部会の指摘への対応とともに、今議論したようなこと、あるいは答申案の審議が予定されることとなると思いますけれども、引き続き取りまとめに向けて、部会長の樋先生をはじめ、統計基準部会に所属の委員の先生方、どうぞ審議をよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。それでは、本日用意しました議題は以上となります。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から連絡をよろしくお願ひします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については、調整中ですので、日時・場所につきましては別途連絡いたします。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第193回統計委員会を終了いたします。どうもありがとうございます。